

だれもが安心して生き生きと暮らせるまち
暮らし満足 No.1 のまち「中津」をめざして
～第3次中津市地域福祉計画の策定～

1. 趣旨

中津市では、誰もが住み慣れた地域の中で、いくつになってもお互いに支え合い助け合いながら、安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指し、福祉行政の基本方針となる「第3次中津市地域福祉計画」を策定しました。

2. 計画について

この計画の理念実現のためには、行政だけでなく、市民や事業所などが連携して取り組んでいく必要があります。

計画の名称	第3次中津市地域福祉計画
位置づけ	福祉関連計画を包含した、福祉行政の基本方針として位置づける
期間	平成29年度から平成33年度までの5年間
基本理念	『だれもが安心して生き生きと暮らせるまち 暮らし満足 No.1 のまち「中津」をめざして』
策定経過	平成28年度に市内15地区（旧市内11地区、旧下毛4地区）において各地区8回前後、地域の福祉課題について話し合う会議を開催。会議で出された行政でなければ解決できない課題について、地域福祉計画の内容に反映して策定。なお、地域で解決できる課題については、地域住民主体で福祉課題の解決に取り組む計画である地域福祉活動計画として策定。

※ 詳細は、別添の地域福祉計画（概要版）参照。なお、中津市ホームページにもPDF版を掲載しています。

3. 問合せ先

社会福祉課 担当：伊藤・勝見（TEL 0979-22-1111・内線291）

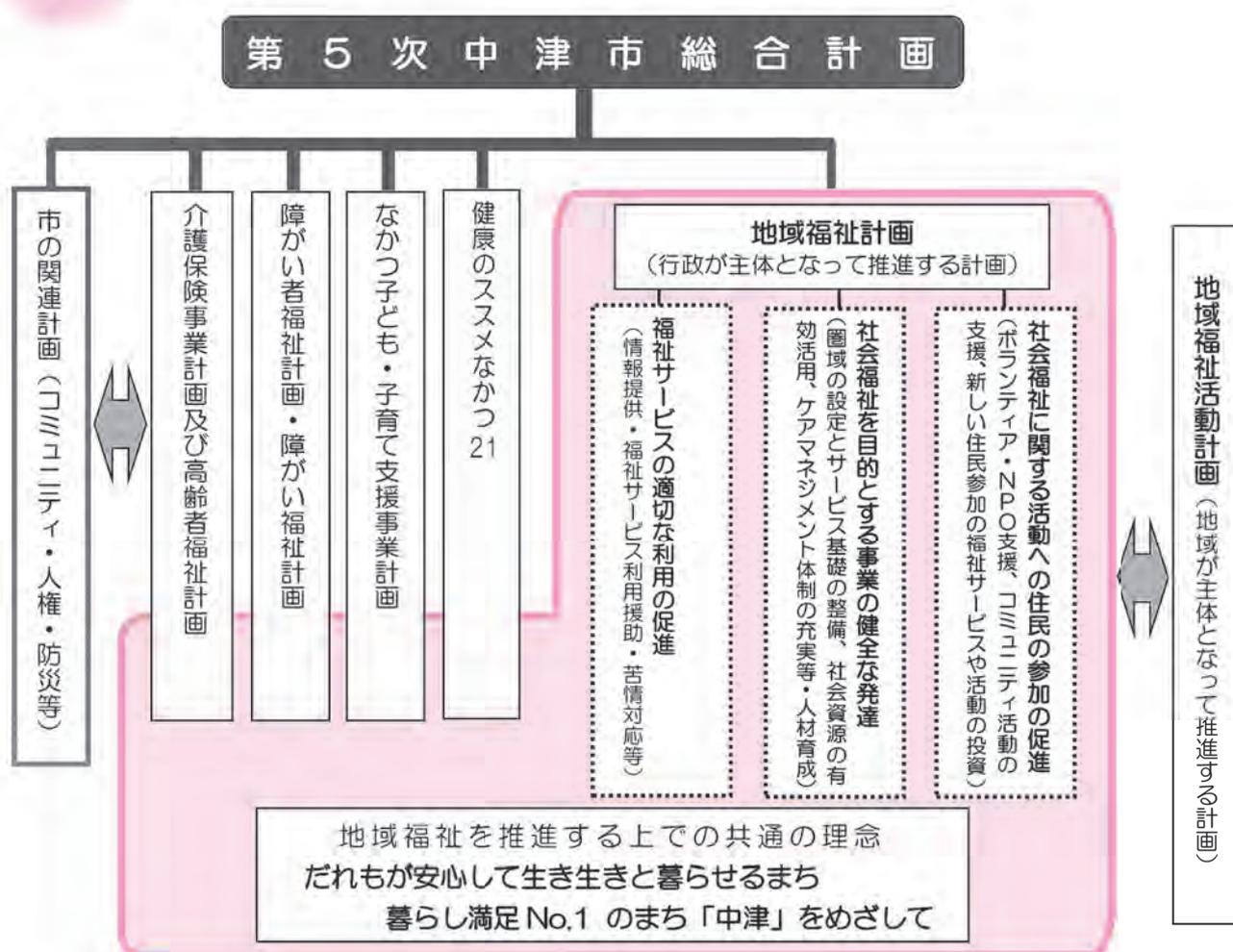
地域福祉計画

計画の趣旨 — 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは —

地域福祉計画は、誰もが住み慣れた町で安心して一生暮らし続けていくことができるまちづくりの推進のため、行政が策定する地域福祉の推進のための基本方針です。（社会福祉法第107条）

地域福祉活動計画とはその地域に関わる全ての人々が協力して、地域の福祉課題の解決に具体的に取り組んでいく「地域に関わる人々による問題解決」のあり方を明確にした計画です。

計画の位置づけ

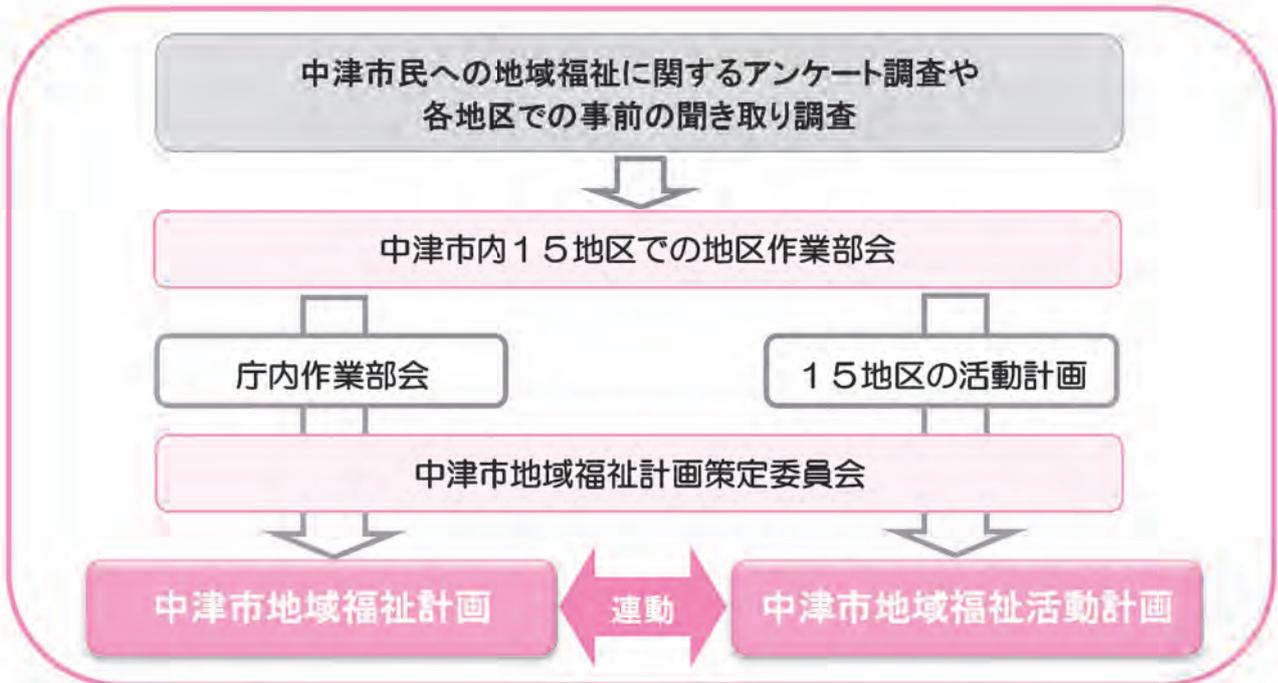


計画の期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の計画期間は、平成29年度から、平成33年度までの5年間とします。

計画の策定経過

中津市内の15の地区で、地区の様々な人が地域での困りごと等の課題について議論していただく地区作業部会を開催しました。作業部会で出された行政でなければ解決することができない課題については、行政としての役割を明確化した形で、「地域福祉計画」として集約しました。



各主体の役割

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目標を推進していくためには、地域住民、ボランティア団体や福祉関係事業所、社会福祉協議会、行政等、その地域に関わる全ての人々が、それぞれの役割を果たすとともに、協力して推進していくことが必要不可欠です。

地域住民 地域福祉の主役であり、地域福祉活動計画に記載された目標の推進による、地域の関係づくり、まちづくりに主体的に取り組んでいくことが求められます。	福祉関係事業所 市民に対して適切なサービス・情報の提供を行い、地域住民と連携し、まちづくりに参画していくことが求められます。
社会福祉協議会 市内各地区の実情に応じたサービスや支援を行うことで、地域と連携し、地域福祉の推進役として活動していきます。	行政 中津市の地域福祉の推進のために、市の福祉に関わる全ての人々と連携し、地域の特性やニーズに合わせた事業展開、情報提供、人材育成を行います。